

地福第910-2号
令和5年7月7日

事業所の代表者 様

福井県知事 杉本 達治
(公 印 省 略)

民生委員・児童委員活動への御支援・御協力について（依頼）

日頃より、本県の福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
現在、県内では1,847名の民生委員・児童委員が、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動されています。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、地域住民が抱える課題やニーズが多様化・複雑化する中、その役割はますます重要になっています。

一方、地域の高齢化、年金支給開始年齢の上昇および高年齢雇用促進法改正による継続雇用等の影響により、民生委員・児童委員の担い手確保が大きな課題となっています。

民生委員・児童委員の中には、企業等における就労と民生委員・児童委員活動を両立されている方も多く、企業等における民生委員・児童委員活動への理解の促進が重要となっています。

つきましては、貴職におかれましては、今後とも、社員等の方々の新たな民生委員・児童委員への就任についてご理解いただきますとともに、就任後、住民への相談や援助、定例会・研修会への出席など日頃の民生委員・児童委員活動について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

【担当】

健康福祉部地域福祉課地域健康福祉グループ
TEL:0776-20-0326/FAX:0776-20-0637

〔参考〕 民生委員児童委員の概要

- 身 分：特別職の地方公務員（非常勤）
- 給与・報酬：なし（ただし、交通費等の実費弁償あり）
- 任 期：3年間（令和4年12月1日から令和7年11月30日）
- 根拠法令：民生委員法および児童福祉法

民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

児童福祉法

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

